

# 丸柱地域まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この会は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い丸柱地域を形成していくとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくるという考えのもとに、丸柱地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

### (名称)

第2条 この会を、丸柱地域まちづくり協議会（以下『まち協』という。）と称する。

### (事務所の位置)

第3条 まち協の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。伊賀市丸柱字837「ぬくもりの館」おとまる内

### (活動の範囲)

第4条 まち協の活動範囲は、丸柱地域内とする。ただし、他の住民自治協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りでない。

### (事業)

第5条 まち協は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

### (会員)

第6条 まち協の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 丸柱地域に居住する住民
- (2) 丸柱地域に住所地を置く事業所
- (3) 丸柱地域で活動する区、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 まち協に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 2名
- (5) 事務局長 1名

2. 会長、副会長及び監事は総会において選出する。

3. 会計及び事務局長は、会長が任命し総会の同意を得る。

(役員の仕事)

第8条 まち協の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、まち協を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、まち協の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、まち協の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (5) 事務局長は、まち協の事務を総括する。
- (6) 役員の中から防火管理者(ぬくもりの館)を選任する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 欠員となり新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする

### 第3章 会議

(会議)

第10条 まち協の会議は、総会、役員会、運営委員会、実行委員会の部会及び丸柱地域福祉ネットワーク会議（以下「会議」という。）とする。

2. 会議は原則公開とする。

(総会)

第11条 総会は、役員、区役員（組長含む）、運営委員会委員及び実行委員会の部会員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3. 総会は会長が招集する。

4. 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
5. 総会の議長は、その総会において、その出席者の中から選出する。
6. 総会は、次の事項について議決する。
  - (1) まちづくり計画
  - (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意。
  - (3) まち協の事業計画、予算、決算に関すること。
  - (4) その他、重要事項に関すること。
7. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (役員会)

- 第12条 役員会は、まち協の役員をもって構成し、まち協の運営に関する  
こと、運営委員会に付議する事項及び地域全体の総合調整を行う。
2. 役員会は必要に応じて会長が招集する。

#### (運営委員会)

- 第13条 運営委員会は、役員、各区から選出された者、実行委員会の部会長、  
ネットワーク会議議長・副議長、識見を有する者及び公募住民により構  
成する。
2. 運営委員会は、総会において諮るべき事項及びまち協の運営に関する事  
項を審議決定する。
  3. 運営委員会は、会長が招集する。
  4. 会長は運営委員会の議長となる。
  5. 会長は、必要があると認めるときは、第1項以外の者を出席させ、意見  
を求めることができる。

#### (実行委員会)

- 第14条 総会及び運営委員会で決定されたまちづくり計画に基づく事業を実  
施するため実行委員会を設置し、次の部会を置く。
- (1) 広報部会
  - (2) 健康福祉部会
  - (3) 環境部会
  - (4) 教育文化・子育て生きがい部会
  - (5) 産業振興部会
  - (6) 女性部会
  - (7) ちょこっとお助け隊部会
2. 実行委員会の部会員は、各区から選出された者、役員会が推薦する者  
及び主体的に事業に参画しようとする会員で構成し、運営委員会の同

意を得るものとする。

3. 部会には、部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。
4. 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
5. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
6. 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(丸柱地域福祉ネットワーク会議)

第15条 地域の諸課題の解決に向けた、地域の支え合いのしくみづくりを行うことを目的に丸柱地域福祉ネットワーク会議（以下ネットワーク会議と称する）を設置する。

(委員の任期)

第16条 運営委員、実行委員会の部会員及びネットワーク会議の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第4章 財務

(会計)

第17条 まち協の運営等に要する経費は、会費、負担金、交付金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2. まち協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費、負担金)

第18条 会費、負担金は、運営委員会で定めた額とする。

(個人情報の保護の取扱)

第19条 本会が住民自治活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 第5章 その他

(規約の変更)

第20条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(規則等への委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

#### 附則

1. この規約は、平成16年12月18日から施行する。
2. この規約の設立年度の会計年度は、第17条第2項の規定にかかわらず、平成16年12月18日から平成17年3月31日までとする。
3. この規約の役員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成16年12月18日から平成19年3月31日までとする。
4. この規約は、平成17年4月01日から改定施行する。
5. この規約は、平成18年4月01日から改定施行する。
6. この規約は、平成21年4月25日から改定施行する。
7. この規約は、平成24年4月24日から改定施行する。
8. この規約は、平成30年4月28日から改定施行する。
9. この規約は、平成31年4月27日から改定施行する。
10. この規約は、令和04年4月29日から改定施行する。

以上

# 丸柱地域まちづくり協議会の申し合せ

## 1. 役員等選考

- 1) 会長の選出は、改選時の丸柱・音羽両区の役員が次期会長を推薦し、組長の同意を得る。
- 2) 副会長は、丸柱区長及び音羽区長が任じる。任期は、それぞれの在任期間とする。
- 3) 監事は、丸柱区副区長・音羽区区長代理が任じる。任期は、それぞれの在任期間とする。

## 2. 委員選考

### 1) 運営委員

第13条第1項の各区から選出するものの中に次の者を加える。

丸柱区役員の副区長1名と常会長4名

音羽区役員の区長代理1名と組長代表1名

丸柱区・音羽区の婦人会役員各1名(それぞれの在任期間)

### 2) 部会員

第13条第1項の各区から選出するものの中に次の者を加える。

丸柱区及び音羽区の組長

各区長から推薦された者

公募住民

民生児童委員(健康福祉部会)

各種団体の役員

- 3) 任期は、それぞれの在任期間とし、在任期間の定めのない者は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

## 3. 付則

- 1) この申し合せは、平成26年4月1日より施行する。

以上